

別表 2

判定区分

判定区分	判定	内容	建基法12条点検の判定基準	官公法13条確認の判定基準
A	特に措置を要しない	建築基準法の不適合は確認されず、維持管理上の問題もない。	指摘なし	支障なし
B	軽微な対応を要する又は引き続き観察を続ける	部材等に劣化の兆候があるため、引き続き観察が必要である。	指摘なし	支障なし
C	補修・改善等を要する	建築基準法への不適合はこの点検では確認されないが、維持管理上、補修・改善が必要である。	要是正	支障あり
D	早急に補修・改善等を要する	建築基準法への不適合または、維持管理上重要な問題が確認され、補修・改善が必要である。	要是正	支障あり
E	不具合があるが、原因不明（精密調査を要する）	<ul style="list-style-type: none"> ・この点検の範囲では判断できないため、別途精密調査が必要である。 ・作動点検の有無を確認する項目で、点検が行われていないため、別途作動点検や検査が必要である。 	—	—
Z	既存不適格	<ul style="list-style-type: none"> ・法改正等により現行の法律に適合していない項目で、増築などを実施するまで現行法の適用を除かれているもの。 ・現行法に適合させるまでの間、性能の不備を前提とした施設の安全管理等により、被害低減等に努めるもの。 	要是正 (既存不適格)	—